9　「所得割額 ⑯×6/前事業年度の月数 ⑨」から「収入割額 ㊸×6/前事業年度の月数 ⑯」まで及び「特別法人事業税額 ⑰×6/前事業年度の月数 ⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）を次のように改める。

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の十一関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　略］

9　「所得割額 ⑮×6/前事業年度の月数 ⑨」から「収入割額 ㊺×6/前事業年度の月数 ⑲」まで及び「特別法人事業税額 ⑳×6/前事業年度の月数 ㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の十一関係）

［様式　別紙二十四の三　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の十一関係）

［様式　別紙二十四の五　挿入］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(イ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ロ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(イ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ロ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(7)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　略］